

トヨタ・モビリティ基金 プログラム募集

応募規約

本規約は、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金（以下、「当財団」といいます）が実施する募集・運用に関して必要な事項を定めます。尚、募集・運用は当財団の委託先であるトヨタ・コニック・プロ株式会社とその協力会社が行います。ご応募にあたり、応募者は本規約に同意し、これを遵守するものとします。本規約に同意できない場合はご応募をご遠慮ください。

■概要

トヨタ・モビリティ基金は、多様なパートナーとともに、移動に関わる国内外の社会課題の解決に取り組んでいます。志を同じくする人たちとの協働を通じ、より豊かでサステナブルな未来社会の実現に向けて、イノベーティブな技術、仕組みづくりに果敢にチャレンジし、移動の楽しさを追求しています。

このたび、当財団の活動をさらに広げたく、5つの活動の柱（①交通安全、②障害者移動支援、③カーボンニュートラル、④移動課題への対応、⑤都市課題への対応）に加え、⑥その範囲に留まらない移動課題に関して、外部よりアイデアやプログラムを募集します。

■アイデア/プログラム募集期間

2026年3月3日 ～ 終了時期未定

■選考プロセス/期間（イメージ）

一次選考→ヒアリング→二次選考→審査→契約

（3～6カ月程度：プログラムの内容によって異なります）

■応募資格

地方公共団体/非営利法人/任意団体 等の法人格を有する組織

※個人での申請は受け付けできません。

※一般企業の応募も可能ですが、営利目的の活動は対象外です。

■応募方法

応募期間内に本施策サイトの応募フォームより必要事項を入力し、ご応募下さい。

ご応募頂いた”アイデア/プログラム”の中から事務局にて選考を行い、採否を決定いたします。

■選考方針

ご提出いただいた内容に基づき以下のような観点から審査を行います。また、当財団の協力形態（助成金 or 自主・共同事業）やその範囲（支援期間や金額）を決定します。

1. モビリティに関わる社会課題解決につながるか
2. 公益目的であり、特定組織・個人の利益に供さないか
3. 単発のイベントや道具（システム・車両等）の導入に限定されず、持続的な効果が期待できるか
4. 当財団がノウハウ・リソース面で貢献できるか

■採否連絡

選考/審査後、事務局(toyotamf-program@tqp-jimukyoku.jp)より順次メールでご案内いたします。

■注意事項

1 採択決定後の義務

1.1 定期活動報告の義務

- 本施策における支援対象プロジェクト選定後、活動進捗の確認のため定期活動報告（訪問・面談・電話などによる）をしていただきます。活動に進展が見られない、または適切な実施が困難と判断した場合は、プロジェクトの中断や活動資金の返金を求める場合があります。
- 活動開始にあたり、活動・予算計画の提出を求めます。また活動・予算計画は活動の進捗に伴い、適宜更新いただきます。活動計画詳細と予算計画書を提出・更新いただきます。

- 定期活動報告は活動開始後原則として1か月ごとに実施していただきます。
- 活動報告の内容は、当財団のWebサイトに掲載することがあります。

1.2 最終報告の義務

- 応募いただいたアイデア/プロジェクトが採用された場合には、活動の最終報告をしていただきます。

1.3 プロジェクト終了後の提出資料

当該活動終了時に、以下の書類をご提出いただきます。

- プロジェクト活動の実施状況や成果を示す写真、資料など

1.4 効果測定・検証と成果の公表

- 活動成果を当財団のWebサイトに掲載することがあります。また、第三者（大学や学術機関等）による効果測定・検証にご協力いただくことがあります。
- その他、当財団の出版物への寄稿や発表会での講演を依頼する場合があります。

1.5 知的財産権の適切な管理

採用されたプロジェクトから生じた知的財産権（業務委託先において生じたものを含みます。）を適切に管理し、知的財産が発生する際には、遅滞なく当財団までご連絡ください。詳細は「2.5 知的財産権の取り扱い」をご確認ください。

2 重要な注意事項（必ずお読みください）

2.1 反社会的勢力、関係団体からの申請は受け付けられません。

2.2 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするアイデア/プロジェクトは受け付けられません。

2.3 団体情報の公表

- 採用された場合、事前の同意に基づき団体名、代表者氏名、所在地、活動内容、活動資金額を公表させていただく場合があります。

2.4 活動資金および活動資金で購入した資産の取り扱い

- プロジェクト終了時に残存する活動資金、および残価のある資産（業務委託先が活動資金を原資として購入したものを含みます。以下「残存資産」といいます。）は、当財団に返却していただきます。ただし、プロ

プロジェクト終了後も引き続き残存資産を公益目的または本施策の趣旨として認められた活動に限定して使用する場合は、当該残存資産を返却しないことが認められることがあります。

- 残存資産の第三者（業務委託先を含みます。）への無償譲渡は原則としてできません。ただし、公益目的のための地方公共団体や公益法人等への無償譲渡が認められる場合があります。
- 残存資産を第三者（支援対象者の業務委託先を含みます。）に有償で譲渡する場合は、事前に当財団の承認を得た上で、適正対価で譲渡し、その対価は当財団に返却していただきます。

2.5 知的財産権の取り扱い

- 応募いただいたアイデア/プロジェクトならびに事業から生じた知的財産権（助成対象者の業務委託先において生じたものを含みます）に対しては、原則、当財団が無償で永久の使用権を保有します。また、当財団は、使用権を第三者に再許諾することができるものとしますが、詳細はプログラムごとに双方で話し合いの上、契約にて取り決めます。

2.6 肖像権の取り扱い

- 本施策の活動に関して、応募者の肖像などを撮影した写真・映像を当財団が使用します。使用目的は、本施策の取り組みを広報する用途に限るものとします。

2.7 個人情報の取り扱い

- 応募フォームに入力いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

2.8 申込書類などの返却

- 提出いただいた書類等は返却できません。

2.9 活動資金の返還

- 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- 申請した活動を取りやめた場合
- 事業支援の対象費用について、重複して資金助成を受けた場合

2.10 変更発生の場合

- 応募期間中もしくはプロジェクト期間中に、異動・所属機関における活動の変更や中止、あるいは他の事情によって当該活動の遂行が困難になった場合は、遅滞なくトヨタ・モビリティ基金 プログラム募集事務局

までご連絡ください。

2.11 その他

- 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには応じることができません。
- 本施策はやむを得ない事情により、本施策の各日程や内容を予告なく変更・中止させて頂く場合があります。

■お問い合わせ先

トヨタ・モビリティ基金 プログラム募集事務局

メールアドレス：toyotamf-program@tqp-jimukyoku.jp

受付時間：10:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※いただいたお問い合わせには順次ご返信させていただきます。

※通信費はお客様のご負担になります。

以 上